

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市生涯学習総合センター自動ドア装置整備業務
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課
選 定 事 業 者	フルテック株式会社札幌支店
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、寺岡オートドア株式会社（以下「寺岡」という。）製の自動ドアについて、特定部品の交換による整備及び試験調整を行うものであり、当該自動ドアの設計仕様や詳細構造の知識に加え、整備技術が必要である。</p> <p>また、業務完了後においては、各装置の耐用年数等、状態を一式で正確に把握し、自動ドアとしての性能及び安全性を確実に確保することが要求されるものである。このことについて、フルテック株式会社は、寺岡の北海道地区で唯一の代理店であることから寺岡製の自動ドアに造詣が深く、また、同社が日常的な保守点検を行っていることから、履行後においても、現在までの各装置の整備状況を踏まえた、安全かつ確実な維持管理ができる。</p> <p>よって、本業務を実施できる事業者は当該事業者以外に存在しないと判断される。</p> <p>以上のことから、当該業務委託は契約の目的が競争入札等に適さないものと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業者を相手方として特定随意契約を行うことといたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入） 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・ 第91条 ）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）
決 定 日	令和4年1月12日